

定 款

一般社団法人日本ビジネス航空協会

一般社団法人日本ビジネス航空協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は一般社団法人日本ビジネス航空協会と称し、英文では、Japan Business Aviation Association (略称：JBAA) と表示する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目 的)

第3条 本協会は、ビジネス航空が有する公益性、利便性に係る啓蒙を行うとともに、我が国のビジネス航空に係る産業の普及、発展と、ビジネス航空機の運航環境整備に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- ① ビジネス航空に関する調査、研究
- ② ビジネス航空に関する広報、普及及び啓発
- ③ ビジネス航空に関する関係官公庁、関係機関等に対する意見の具申、請願、陳情、諮問並びに関係官公庁、関係機関等からの諮問に対する答申
- ④ 国際的ビジネス航空機構への加盟並びに国際的ビジネス航空機構の一員としての内外関係機関との連絡、協調
- ⑤ ビジネス航空に関する研究会、講習会等の開催並びに視察の実施
- ⑥ ビジネス航空に関する刊行物の発行並びに翻訳
- ⑦ 会員相互の親交、連絡及び提携
- ⑧ その他、本協会の目的を達成するために必要と認める事項

第2章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本協会の会員は次のとおりとし、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正 会 員：本協会の事業に賛同して入会した団体及び個人
- (2) 賛助会員：本協会の事業に賛同してその事業を賛助するため入会した団体及び個人

(会員資格の取得)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、理事会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。
2. 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (3) 1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 正会員全員が同意したとき

2. 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、会員としての一切の権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

(任意退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会をすることができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本協会の名誉を傷つけ、又は信用を失うような行為があったとき
- (2) この定款その他の規則に違反する行為があったとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第3章 役員

(役員設置)

第11条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上20名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、4名以内を常務理事とし、会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第12条 理事は社員総会において選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は理事会において選定する。
- 3 監事は社員総会において選任する。
- 4 一般法人法第65条各号のいずれかに該当する者は、本協会の役員になることができない。
- 5 監事は、本協会又はその子法人の理事又は職員を兼ねてはならない

(職務)

第13条 会長は、本協会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 常務理事は副会長を補佐し、本協会の業務を統括するものとする。

4 理事は、理事会を構成し、定款及び社員総会並びに理事会の決議に基づき、本協会の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本協会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、理事が本協会の業務又は財産に関して、不正の行為をし、又はそのおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認める場合には、これを理事会に報告すること。

(4) 理事の業務執行の状況又は本協会の財産の状況について、理事会に意見を述べることを、又は理事会の開催を請求すること。

(役員の任期等)

第 14 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間とし、増員として選任された理事の任期は現任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員の報酬等)

第 15 条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本協会から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(名誉会長等)

第 16 条 本協会には、名誉会長及び名誉副会長を置くことができる。

2. 名誉会長、名誉副会長は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3. 名誉会長、名誉副会長は会長の諮問に応じて、本協会の業務執行上、重要な事項に関して意見を述べることができる。

(特別顧問等)

第 17 条 本協会には、特別顧問及び顧問を置くことができる。

2. 特別顧問及び顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3. 特別顧問及び顧問は会長の諮問に応じて、本協会の業務執行上、重要な事項に関して意見を述べることができる。

第 4 章 社員総会

(社員総会の種別)

第 18 条 本協会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(社員総会の構成)

第 19 条 社員総会は正会員をもって構成する。

(社員総会の権限)

第 20 条 社員総会は、以下の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 計算書類の承認
- (4) 役員の選任及び解任、職務及び報酬
- (5) 会員の除名
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(社員総会の招集)

第 21 条 社員総会は、法令で別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を開示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集する場合には、社員総会の目的たる事項及びその内容並びに場所を示した書面をもって開

会の日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる場合は、2週間前までに通知しなければならない。

(社員総会の議長)

第22条 社員総会の議長は会長がこれにあたる。会長に事故等による支障があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに代わる。

(社員総会の定足数、決議)

第23条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

2 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、その出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他一般法人法で定められた事項

(社員総会の議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第25条 本協会には理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3. 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(理事会の権能)

第26条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を決議する。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(理事会の種別及び開催)

第27条 本協会の理事会は3ヶ月に1回以上開催する。ただし、次に掲げる場合には、臨時に理事会を開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から理事会の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 監事から、一般法人法第101条の規定に基づき、会長に招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メール、ファックスをもって、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。

ただし、理事及び監事の全員の同意があったときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

3 前項に係わらず、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、会長は、その日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日として理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第 29 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故等による支障があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに代わる。

(理事会の決議)

第 30 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その出席した理事の過半数をもって決する。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(理事会の決議の省略)

第 31 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した会長（代表理事）（ただし、会長が出席しなかったときには、出席理事）及び出席監事がこれに記名押印又は電子署名をする。

第6章 専門委員会

(専門委員会)

第 33 条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の決議を経て、理事会への諮問機関として専門委員会を置くことができる。

(1) 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

(2) 専門委員会の委員長は、理事会の同意を得、会長が委嘱する。

第7章 会 計

(会計の原則)

第 34 条 本協会の会計は、一般法人法第 119 条に掲げる原則に従って行われなければならない。

(事業年度)

第 35 条 本協会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 36 条 本協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。

(暫定予算)

第 37 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 38 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることが出来る。

2 予備費を使用するときは、理事会の決議を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 39 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の決議を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 40 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

(臨機の措置)

第 41 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

第8章 解散

(解 散)

第 42 条 本協会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 正会員の欠亡
- (3) 合併（合併により本協会が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産
- (5) 一般法人法第 261 条第 1 項又は第 268 条の規定による解散を命ずる裁判

(残余財産の帰属等)

第 43 条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本協会は、社員に対する剰余金の分配並びに残余財産の分配を行わない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法によるものとする。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第 45 条 本協会に、本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 46 条 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

(組織及び運営)

第 47 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

第 11 章 雑 則

(設立初年度の事業年度)

第 48 条 本協会の設立初年度の事業年度は、第 35 条の規定にかかわらず、本協会の設立の日から 2013 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第 49 条 本協会の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事 北林 克比古

設立時理事 金井 大悟

設立時理事 佐藤 和信

設立時理事 東山 浩司

設立時理事 加茂 圭介

設立時理事 越智 信夫

設立時理事 山下 洋司

設立時理事 田村 和之

設立時理事 上田 真吾

設立時理事 長江 操

設立時理事 久喜 敏弘

設立時理事 栗林 顕

設立時理事 渡井 洋治郎

設立時理事 谷村 仁司

設立時理事 寺岡 伸二

設立時理事 久野 哲郎

設立時代表理事 北林 克比古

設立時監事 窪田 陽一

設立時監事 磯上 範好

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 50 条 本協会の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号
全日本空輸株式会社

東京都千代田区大手町一丁目 4 番 2 号
丸紅エアロスペース株式会社

(法令の準拠)

第 51 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

2012 年 7 月 12 日	制定
2014 年 5 月 9 日	改定
2017 年 5 月 12 日	改定
2022 年 5 月 20 日	改定
2026 年 6 月 10 日	改定